

審理員向け研修仕様書（案）

1 件名

審理員研修委託業務

2 業務の概要

行政不服審査法に基づく審理員審理を円滑に行うため、課長職及び係長職を対象に、審理員として行う事務手続等について講師派遣による研修を行う。

3 委託期間

契約締結日の翌日から平成31年3月29日まで

4 履行場所

武蔵村山市本町一丁目1番地の1 武蔵村山市役所内会議室

5 業務の内容

以下の研修の実施及び資料版下の作成（資料の印刷は委託者による）

(1) 実施回数

(4)の実施内容を期間中に1回実施

(2) 実施時間

2時間から3時間程度

(3) 対象者

課長職及び係長職

※50人から100人程度

(4) 実施内容

ア 改正後の行政不服審査制度の概要について

イ 審理員が行う業務

ウ 口頭意見陳述の実施方法等

エ 審理員意見書の作成における注意点

オ 第三者機関の設置等について